

## 避難所備蓄品購入契約書（案）

大和高田市（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、この契約書に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする商品購入の契約をいう。以下同じ。）を履行するものとする。

### （契約の内容）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- (1) 件 名 令和7年度大和高田市災害用組立トランク型自動ラップ式トイレ購入
- (2) 品 名 等 災害用組立トランク型自動ラップ式トイレ  
メーカー名・商品名 \_\_\_\_\_
- (3) 数 量 20台
- (4) 契 約 金 額 金 円（消費税等別途加算）  
〔・契約金額には、すべての納入費用、通信費用等を含むものとする。〕
- (5) 納 期 令和8年3月19日（木）
- (6) 納 入 場 所 大和高田市役所 防災倉庫  
(大和高田市大字大中17番地1付近)
- (7) 契約保証金 免除

### （納入の通知）

第2条 乙は、前条の（2）に定める商品（以下「商品」という。）を納入しようとするときは、その旨を甲に通知するものとする。

### （検査の時期）

第3条 甲は、商品の納入を受けたときは、その日から10日以内に検査を行うものとする。

2 検査の結果、不良品があるときは、乙は、当該商品を遅滞なく引き取り、甲の指定する期日までに良品を納入するものとする。この場合において、前条及び前項の規定を準用する。

### （危険負担）

第4条 商品の受領の前に生じた商品の亡失、棄損等は、すべて乙の負担とする。

### （契約不適合責任）

第5条 引き渡された本件目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合、甲は乙に対し、本件目的物代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不適当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

(支払時期及び支払方法)

第6条 甲は、検査完了後、乙からの適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

2 甲は請求された金額を、乙が指定する口座に振り込むものとする。

(消費税及び地方消費税)

第7条 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出する。

2 消費税等の算出に際して、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

(遅延利息)

第8条 乙が、その責めに帰すべき理由により第1条の（5）に定める納入期限又は第5条に規定する指定期日までに商品を納入しないときは、納入期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年2.5%を乗じて計算した額を遅延利息として甲に支払わなければならない。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その金額又は端数を切り捨てるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第9条 乙は、契約の締結によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(一括委任等の禁止)

第10条 乙は、契約履行についてその全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(甲の解除権)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が第1条の（5）に定める納入期限又は第5条の指定期日までに良品を納入しないとき。
- (2) 前号のほか、乙がこの契約を完全に履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (3) 乙が正当な理由がなく、契約の履行のため甲が行う検査等に対し、妨害及び指示に従わない等の協力義務に反する行為をしたとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人又は支店若しくは営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人又は支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員（大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に参加していると認められるとき。

ウ 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用しているとき。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 下請契約、購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

ク 下請契約等に当たり、アからカまでのいずれかに該当する者と知らずにその相手方としていたことが認められる場合において、市長から当該契約の解除を求められて、これに従わなかったとき。

ケ 契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を市長に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

（5）前各号に定めるもののほか、この契約条項に違反したとき。

#### （違約金）

第12条 前条の規定により契約を解除した場合、甲は乙に対し、契約金額から既納部分の額を差し引いた額の100分の10に相当する額を違約金として徴収するものとする。

#### （談合等による解除）

第13条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができるものとする。

（1）公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかつた場合にあっては、同法第62条第1項に規定する課徴金納付命令）が確定したとき。

（2）乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。

（3）乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 甲は、前項の規定による契約解除をした場合において、乙に損害が生じてもその責め

を負わない。

(賠償金)

第14条 前条各号の規定に該当する場合、乙は、契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として契約金額の100分の20に相当する額を支払わなければならない。

(損害賠償)

第15条 乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙は、損害賠償の責めを負うものとする。

(費用の負担)

第16条 この契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第17条 この契約に関する訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の解決)

第18条 この契約に定める事項その他について疑義が生じたときは、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）、大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）及びその他の規程に従うものとし、その他は必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

(甲) 大和高田市大字大中98番地4  
大和高田市  
大和高田市長　　堀内大造

(乙)